国都計第17号令和2年6月10日

各都道府県知事 各指定都市の長 様

国土交通省都市局長

都市計画運用指針の改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号。以下「第十次一括法」という。)が、令和2年6月10日に公布され、都市計画法(昭和43年法律第100号)の改正については、同日に施行されました。

本改正により、町村の都市計画の決定に係る都道府県知事の同意が廃止されましたが、都道府県と市町村の間の協議自体は、広域的観点及び都道府県決定計画との整合性確保の観点から、引き続き必要とされており、都道府県と市町村の間の協議に関するルールに基づいて円滑に行う必要があります。

以上の点を踏まえ、第十次一括法による都市計画法の改正に伴い、都市計画運用指針(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年6月10日から施行いたしますので通知します。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法 245 条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただくようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対して、本通知を周知いただくようお願いします。

改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用ください。

以上